

被扶養者認定に必要な書類一覧（「健康保険被扶養者届」の添付書類）

該当する状況に応じて、書類を全て提出してください。書類がそろわないと審査ができません。健康保険組合が必要と判断した場合、別途追加で書類を求められることがあります。審査のために提出いただいた書類は返却できません。不該当となった場合にも同様です。

公的書類は、原則発行から3か月以内のものを提出ください。原本もしくはコピーも可とします。コピーの場合は文字が判読できることをご確認ください。

●印は必ず提出

(注1) 夫婦共働き(配偶者を扶養していない)の方は、**配偶者の所得証明書とご自身の源泉徴収票(配偶者がTDK健保の被保険者の方は双方の源泉徴収票)**を提出してください。
配偶者がいない方は、**戸籍謄本全部事項証明**を提出してください。

(注2) 子の出生では**収入確認表**を、出生以外の子では、申請時から今後1年間の夫婦双方の**給与等支払証明**を添付ください。(配偶者を扶養している方、夫婦でTDK健保の被保険者は不要)

(注3) 認定対象者の**証明書を添付**ください。(高校生は不要)

■ 必要書類

2023.06.01

共通の必要書類	配偶者	子			その他すべての方 (三親等内の親族)	書類取扱先	備考
	(内縁関係を含む)	0歳～15歳	16歳以上(学生)	16歳以上			
① 健康保険被扶養者届	●	●	●	●	●	各事業所	消えるペンでの記入不可、必ずボールペンをご使用ください。押印を忘れずにお願ひします。記入内容について確認させていただく場合があります。
② 扶養認定対象者状況届	●	●	●	●	●	各事業所または健保ホームページ	
③ 世帯全員の住民票 ※別居の場合は、双方の世帯全員の住民票	●	●	●	●	●	市区町村役場	③「世帯住民票(本籍と個人番号以外の項目は表示してあるもの)」は、被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの *内縁関係は、続柄「未届の妻(夫)」と記載のあるもの
④ 在学証明書又は学生証	●		●(高校生除く)		●	学校等教育機関	16歳以上の学生とは、継続して全日制教育機関に就学している方に限ります。
⑤ 所得証明書(収入金額及び所得金額の載っている証明書) ※市区町村によって書類名が異なります	●	●(注1)(注2)	●(注1)(注2)(注3)高校生除く	●(注1)(注2)(注3)	●	市区町村役場	所得証明書は申請時点で最新の年度分を取得ください。
⑥ 収入の有無の証明書類	●	●(注1)(注2)	●(注1)(注2)(注3)学生除く	●(注1)(注2)(注3)	●		下表により該当する書類をすべて提出してください。
⑦ 生活費回答書	△			△	●	各事業所または健保ホームページ	配偶者、子以外の申請時には必ず提出ください
⑧ 現況申立書(状況に応じて添付確認書類有)	●	●	●	●	●	各事業所または健保ホームページ	国内居住要件の例外に該当する方 (留学する学生、海外赴任に同行する家族、海外赴任中に身分関係が生じた等)

■ 追加必要書類

収入及び生計維持関係確認書類		配偶者	子			その他すべての方 (三親等内の親族)	書類取扱先	提出書類		
		(内縁関係を含む)	0歳～15歳	16歳以上(学生)	16歳以上					
収入なし	「退職」「失業」により無職無収入	雇用保険 受給予定	○			○	前勤務先 ハローワーク	□退職が確認できる書類「退職時の源泉徴収票(写)」 □「雇用保険受給資格者証」もしくは「雇用保険受給資格通知(写)」		
			雇用保険 受給中	○			○	ハローワーク	□「雇用保険受給資格者証」もしくは「雇用保険受給資格通知(写)」	
		受給を受ける	雇用保険の基本手当日額が3,612円(60歳以上は5,000円)以上の場合	被扶養者(家族)として認められません。受給終了後申請してください。						
			受給延長予定(手続前) 受給延長中(手続後)	被扶養者(家族)として認められません。受給終了後申請してください。						
		雇用保険 受け取らない	請求しない(受給放棄の場合)	○			○	前勤務先 ハローワーク	□退職が確認できる書類「退職時の源泉徴収票(写)」 □「離職票Ⅰ及びⅡ(写)」 ※離職票交付無し=退職証明書又は雇用保険資格喪失確認通知書(写)	
			雇用保険未加入	○			○	前勤務先	□退職が確認できる書類「退職時の源泉徴収票(写)」 □雇用保険未加入がわかる書類	
			雇用保険期間不足	○			○	前勤務先 ハローワーク	□退職が確認できる書類「退職時の源泉徴収票(写)」 □「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」	
		廃業	自営業を廃業した人	○			○	市区町村役場 税務署	□「廃業届(写)」 □「確定申告書(第一表/第二表)(写)」 □ どちらか 青色申告の場合=「青色申告決算書(全4頁)」 白色申告の場合=「収支内訳書(全2頁)」	
				受給終了	○			○	ハローワーク	□受給終了印のある「雇用保険受給資格者証の全頁」 もしくは「雇用保険受給資格通知(写)」
		収入あり	受給中	傷病手当金・出産手当金受給終了により無職無収入	○			○	直前に加入していた医療保険者	□支給金額、支給期間(終了日)が記載されている「終了通知書」
パート、アルバイトなどで現在働いている人	○					○	勤務先	□年間収入が確認できる書類「給与等支払証明願」		
年金・恩給収入がある人 ※老齢、企業、農業者年金、障害、遺族等 種類を問わず全ての年金	○				○	○	年金事務所	□受給中の方 年金額が確認できる書類 「直近の年金額改定通知書(写)」又は「年金額支払通知書(写)」 □申請中の方 年金額が確認できる書類「年金見込照会回答(写)」 ※直近3年分で、税務署の受理印があるもの。		
自営業・農業などの収入がある人	○					○	税務署	□「確定申告書(第一表/第二表)(写)」 □ どちらか 青色申告の場合=「青色申告決算書(全4頁)」 白色申告の場合=「収支内訳書(全2頁)」		
不動産・利子・配当などの収入がある人	○					○	被保険者	■3年未満は、計画書の添付が必須です。		
受給中	傷病手当金			○			○	直前に加入していた医療保険者	□受給している種類と金額、支給期間が確認できる書類	
	出産手当金			○			○	直前に加入していた医療保険者	□受給している種類と金額、支給期間が確認できる書類	
	傷病手当金・出産手当金の日額が3,612円(60歳以上は5,000円)以上の場合			被扶養者(家族)として認められません。受給終了後申請してください。						
別居	被保険者からの送金額が認定対象者の年間収入以上であり、かつ、最低送金金額以上であること。 【送金証明書】 ・銀行(郵便局)の振込 ・郵便局の現金書留 ・インターネットバンキング			送金証明は不要ですが、必ず仕送りをして下さい。内縁関係は別居の場合、被扶養者(家族)と認められません。	送金証明は不要ですが、必ず仕送りをして下さい。	※16歳以上の子が学生の場合は不要ですが、必ず仕送りをして下さい。(通信教育、夜間学校等で生計費をえるための就労が可能な場合は除く。)	●	●	郵便局・金融機関	□送金証明書として認められるもの(①～③がわかる書類) ①「振込人」被保険者と「受取人」認定対象者 ②「日付」③「金額」 ■送金審査 ・被扶養者の年収以上であり、最低送金金額以上の送金をしている。 ・送金は月に1回、定期的に行っている。 ・公的な送金証明書を保管している。
				障害者	○	○	○	○	○	市区町村役場
申請事由が発生した日認定希望	健康受付け日1ヶ月以内で発生した日	結婚した	●				市区町村役場	□婚姻日が確認できる書類「婚姻受理証明書」又は「戸籍謄本」		
		養子縁組した		●	●	●	市区町村役場	□養子縁組した日が確認できる書類 「養子縁組受理証明書」又は「戸籍謄本」		
		離婚・死別した		●	●	●	市区町村役場	□被保険者と認定対象者の続柄が確認できる書類「戸籍謄本」など		
		他の健康保険の資格を喪失して扶養異動する人	●	●	●	●	直前に加入していた医療保険者	□加入期間がわかる「健康保険資格喪失証明書」		
		直前に加入していた健康保険が任意継続の人	●	●	●	●	直前に加入していた医療保険者	□加入期間がわかる「任意継続被保険者健康保険資格喪失証明書」		
		(内縁関係を含む)	0歳～15歳	16歳以上(学生)	16歳以上	(三親等内の親族)	書類取扱先	提出書類		
		配偶者	子			その他すべての方				

※ 被保険者と姓が異なる場合は、公的書類が必要です。

※ 所得証明書に金額が記載されている場合は、現在も継続して収入を得ている可能性が考えられるため、状況に応じた書類をご提出ください。

年齢別、収入要件(A～C全ての条件を満たしていること)

	A)年間収入	B)1ヶ月当りの収入	C)日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

同居、別居による収入要件

同居の場合	被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること。
別居の場合	被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること。 被保険者からの送金額が被扶養者の年間収入以上であり、かつ、最低送金金額以上であること。
■最低送金金額	被扶養者の収入にかかわらず、1ヶ月あたりの最低送金金額を次のとおり設定します。 被扶養者1人の場合は、5万円。被扶養者2人の場合は、7.5万円。被扶養者3人の場合は、10万円。 以下、被扶養者1人追加ごとに2.5万円ずつ加算します。